

## 安城市非木造住宅等耐震改修等事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における災害を防止するため、旧基準非木造住宅等の耐震性の向上に資する耐震改修等を行う者に対し、予算の範囲内において交付する安城市非木造住宅等耐震改修等事業補助金に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断費補助事業 旧基準非木造住宅等について実施される耐震診断に要する費用の補助に関する事業をいう。
- (2) 耐震改修設計費補助事業 旧基準非木造住宅等について実施される耐震改修設計に要する費用の補助に関する事業をいう。
- (3) 耐震改修工事費補助事業 旧基準非木造住宅等について実施される耐震改修工事に要する費用の補助に関する事業をいう。
- (4) 耐震改修等事業 耐震診断費補助事業、耐震改修設計費補助事業及び耐震改修工事費補助事業をいう。
- (5) 旧基準非木造住宅等 次の要件のいずれも満たす市内の住宅をいう。
  - ア 在来の木造軸組構法又は伝統構法で建築された平家建て又は2階建て住宅以外の住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）であること。
  - イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- (6) マンション 旧基準非木造住宅等のうち共同住宅で次の要件のいずれも満たすものをいう。
  - ア 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
  - イ 延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3以上であること。
- (7) 耐震診断者 住宅その他建築物の地震に対する安全性を評価する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又

は同条第3項に規定する二級建築士であるものをいう。ただし、同法第3条第1項各号に掲げる建築物に係る耐震診断者は、一級建築士に限る。

- (8) 耐震診断　耐震診断者が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（以下「技術上の指針」という。）に基づき、旧基準非木造住宅等の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価すること（評価に基づき地震に対して安全な構造（技術上の指針に規定する安全な構造をいう。以下同じ。）でないと判断した旧基準非木造住宅等について、その所有者に対し耐震性向上のための設計の方針及び概算改修工事費用を併せて提示することができるものとする。）をいう。
- (9) 耐震改修設計　耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判断された旧基準非木造住宅等について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項の規定に基づき特定行政庁から建築物の耐震改修計画の認定（愛知県知事が専門的機能を有すると認める機関の評定（以下「耐震評定」という。）をあらかじめ受けているものに限る。）を受けた耐震改修設計であって、耐震改修工事を行うことを前提とするものをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に規定する建築物（以下「4号建築物」という。）にあっては、耐震評定のみ受けた耐震改修設計を含む。
- (10) 耐震改修工事　耐震改修設計に基づいて行う耐震改修工事（工事監理を含む。）をいう。
- (11) 耐震改修等　耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事をいう。  
(補助対象建築物)

第3条　耐震改修等事業の対象となる建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす旧基準非木造住宅等とする。

- (1) 過去にこの要綱に基づき、同一の耐震改修等について補助金の交付（耐震改修工事の契約期間が2年度以上にわたる場合の過年度に係る耐震改修等事業の補助金の交付を除く。）を受けていないものであること。
- (2) 過去に安城市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）に基づく補助金の交付を受けており、かつ、この要綱に基づき同種の耐震改修等に係る補助金の交付を受けようとするものでな

いこと。

(3) 区分所有された共同住宅（以下「区分所有住宅」という。）である場合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人（以下「管理組合」という。）で合意形成が図られ、かつ、当該耐震改修工事において使用に影響が出る専有部分の所有者の同意を得ているものであること。

(補助対象者)

第4条 耐震改修等事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 耐震改修等を行う旧基準非木造住宅等の所有者（区分所有住宅にあっては、管理組合）その他市長が適当と認める者であること。
- (2) 交付決定の日の属する年度の末日までに耐震改修等を完了する者であること（第6条第2項の規定による全体計画の承認を受けた複数年度にわたる耐震改修工事にあっては、各年度の末日までに当該年度の工事を完了する者であること。）。
- (3) 市税の滞納がないこと（管理組合にあっては、その代表者に市税の滞納がないこと。）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと（法人にあっては、その代表者が暴力団員でないこと。）。
- (5) 国、地方公共団体その他公の機関でないこと。

(事前相談)

第5条 耐震改修等事業の補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、あらかじめ安城市非木造住宅等耐震改修等事業に係る事前相談書（様式第1）を市長に提出し、事前相談を行わなければならない。ただし、複数年度にわたる耐震改修工事費補助事業について補助金の交付を受けようとする場合であって、初年度以外について補助金の交付を申請しようとするときは、この限りでない。

2 前項の安城市非木造住宅等耐震改修等事業に係る事前相談書には、昭和56年5月31日以前に着工された建物であることを証明するものとして次の各号に掲げるいずれかの書類を添付するものとする。

- (1) 建築確認通知書又は検査済証の写し

- (2) 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）の写し
- (3) 建物登記事項証明書の写し
- (4) その他市長が適当と認める書類

（全体計画の承認）

第6条 複数年度にわたる耐震改修工事について耐震改修工事費補助事業の補助金の交付を受けようとする補助対象者は、前条による事前相談後、初年度の補助金交付申請前に、安城市非木造住宅等耐震改修等事業全体計画承認申請書（様式第2）に全体計画表（様式第2の2）及び次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 補助対象等を表示した図面等（年度別計画を表示したもの）

- 2 市長は前項の全体計画承認申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、当該全体計画を承認し、又は否認し、安城市非木造住宅等耐震改修等事業全体計画承認書（様式第3）により補助対象者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による承認を受けた全体計画を変更しようとする場合は、補助対象者にあっては第8条の規定による交付申請前に、第9条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）にあっては第13条の規定による耐震改修等の内容の変更申請前に、安城市非木造住宅等耐震改修等事業全体計画承認申請書に全体計画表及び変更が生じた第1項各号の書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、市長はその内容を審査し、当該全体計画の変更を承認し、又は否認し、安城市非木造住宅等耐震改修等事業全体計画承認書により、補助対象者又は交付決定者に通知するものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第7条 耐震診断費補助事業に係る補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

- 2 耐震改修設計費補助事業に係る補助対象経費及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。
- 3 耐震改修工事費補助事業に係る補助対象経費及び補助金の額は、別表第3のとおりとする。

(補助金交付申請)

第8条 耐震診断費補助事業に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者は、耐震診断に着手する前に、安城市非木造住宅等耐震改修等事業補助金交付申請書（様式第4）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断の見積書の写し
- (2) 位置図
- (3) 配置図
- (4) 各階平面図
- (5) 区分所有住宅にあっては、第3条第3号に規定する合意形成が図られ、かつ、当該所有者の同意が得られたことを証明する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 耐震改修設計費補助事業に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者は、耐震改修設計に着手する前に、安城市非木造住宅等耐震改修等事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修設計及び耐震評定の取得に必要な見積書の写し
- (2) 前項第2号から第5号までに掲げる書類
- (3) 耐震診断結果報告書の写し（現状及び耐震改修後のI<sub>s</sub>値等が確認できるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 耐震改修工事費補助事業に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者は、耐震改修工事に着手する前（全体計画の承認（変更の承認を含む。）を受けた補助対象者にあっては、各年度の耐震改修工事に着手する前）に、安城市非木造住宅等耐震改修等事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金計算明細書（様式第5）
- (2) 第1項第2号から第5号までに掲げる書類
- (3) 耐震補強詳細図その他補強方法を示す図書
- (4) 耐震改修計画の認定の申請図書及び認定通知書の写し（4号建築物にあっては、耐震評定についてのみ添付が必要）
- (5) 全体計画の承認書の写し（单年度で事業が完了する場合は添付不要）
- (6) その他市長が必要と認める書類  
(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請をした補助対象者に安城市非木造住宅等耐震改修等事業補助金交付決定通知書（様式第6）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があると認めるときは、当該補助金の交付について条件を付けることができる。  
(着手の届出)

第10条 交付決定者は、耐震改修等に着手したときは、速やかに安城市非木造住宅等耐震改修等事業着手届（様式第7）を市長に提出しなければならない。  
(地位の承継等)

第11条 交付決定者が死亡した場合において、交付決定者の地位を承継しようとする者が交付決定のあった内容で耐震改修等を行う意思があるときは、市長の承認を受けて地位を承継することができる。

- 2 交付決定者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、交付決定者の地位を承継しようとする者が交付決定のあった内容で耐震改修等を行う意思があるときは、市長の承認を受けて地位を承継することができる。  
3 交付決定者は、前2項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(中間検査)

第12条 耐震改修工事費補助事業に係る交付決定者は、市長が指定した工程における工事を終えたときは、安城市非木造住宅等耐震改修等事業中間検査申請書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、当該耐震改修工事が適切に実施されているかどうかを確認するため、速やかに中間検査を行うものとする。  
3 市長は、前項の中間検査を行った結果、当該耐震改修工事が適切に実施されていないと認める場合には、耐震改修工事が適切に実施されるよう当該交付決定者に指導するものとする。この場合において、当該交付決定者が正当な理由なく指導に従わない場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(耐震改修等の内容の変更)

第13条 交付決定者は、耐震改修等の内容を変更し、補助対象経費の額に変更を生じる場合には、当該内容の変更に着手する前に、安城市非木造住宅等耐震

改修等事業補助金変更交付申請書（様式第9）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金計算明細書
- (2) 変更後の見積書
- (3) 変更後の契約書の写し
- (4) 変更図面その他の変更内容が分かる書類

2 交付決定者は、補助対象経費の額に変更が生じない範囲で耐震改修等の内容を変更しようとする場合には、当該内容の変更に着手する前に、変更の内容が分かる書類を添付して、安城市非木造住宅等耐震改修等事業変更届（様式第10）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付変更を決定した場合は、安城市非木造住宅等耐震改修等事業補助金変更交付決定通知書（様式第11）をもって当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（耐震改修等の取りやめ）

第14条 交付決定者は、耐震改修等を取りやめるときは、速やかに、安城市非木造住宅等耐震改修事業取りやめ届（様式第12）を市長に提出しなければならない。

（遂行命令等）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して耐震改修等の遂行に関して、必要な指導、助言若しくは指示を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 市長は、交付決定者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従つて補助対象となる耐震改修等を遂行していないと認めた場合は、決定の内容に従つて当該耐震改修等を遂行すべきことを命ずることができる。

3 市長は、交付決定者が前項の命令に違反した場合は、当該交付決定者に対して耐震改修等の一部の停止を命ずることができる。

（実績報告）

第16条 耐震診断費補助事業に係る交付決定者は、耐震診断が完了したときは、安城市非木造住宅等耐震改修等事業実績報告書（様式第13）に次に掲げる書類を添付して、遅滞なく交付決定日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断結果報告概要書（様式第14）

(2) 耐震診断結果報告書の写し

(3) 契約書の写し

(4) 領収書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 耐震改修設計費補助事業に係る交付決定者は、耐震改修設計が完了したときは、安城市非木造住宅等耐震改修等事業実績報告書に次に掲げる書類を添付して、遅滞なく交付決定の日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写し

(2) 領収書の写し

(3) 耐震改修設計に係る図面一式

(4) 耐震改修計画認定の認定通知書の写し（4号建築物にあっては、耐震評定の写し）

(5) その他市長が必要と認める書類

3 耐震改修工事費補助事業に係る交付決定者は、耐震改修工事が完了したとき（第6条第2項の規定による全体計画の承認を受けた複数年度にわたる耐震改修工事にあっては、当該年度の工事を完了したとき）は、安城市非木造住宅等耐震改修等事業実績報告書に次に掲げる書類を添付して、遅滞なく交付決定の日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写し

(2) 領収書の写し

(3) 工事着手前、工事施工中及び工事完了後の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

（是正のための措置）

第17条 市長は、前条の実績報告書を受理した場合において、耐震改修等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置をとるよう交付決定者に命ずることができる。

（交付決定の取消し）

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若

しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けた場合
  - (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反した場合
  - (3) 補助金を交付の目的以外に使用した場合
  - (4) その他市長が不適当と認める事由が生じた場合
- (委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月30日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

補助対象経費	耐震診断に要する費用
補助金の額	<p>補助対象経費の額（一戸建て住宅にあっては、13万6,000円を限度とする。）に3分の2を乗じた額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）。ただし、長屋及び共同住宅（以下「共同住宅等」という。）にあっては、次に掲げる額に3分の2を乗じた合計額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）と、1戸当たり5万円のいずれか低い額を限度とする。</p> <p>(1) 延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以内の部分は、1m<sup>2</sup>当たり3,670円を乗じた額</p> <p>(2) 延べ面積が1,000m<sup>2</sup>を超えて2,000m<sup>2</sup>以内の部分は、1m<sup>2</sup>当たり1,570円を乗じた額</p> <p>(3) 延べ面積が2,000m<sup>2</sup>を超える部分は、1m<sup>2</sup>当たり1,050円を乗じた額</p>

別表第2（第7条関係）

補助対象経費	<p>次に掲げる費用</p> <p>(1) 耐震改修設計の作成に要する費用</p> <p>(2) 耐震改修設計の耐震評定の取得に要する費用</p>
補助金の額	補助対象経費の額に3分の2を乗じた額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）。ただし、10万円（共同住宅等にあっては、当該住戸の数に10万円を乗じて得た額）を限度とする。

別表第3（第7条関係）

補助対象経費	<p>耐震改修工事に要する費用のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 耐震補強工事費 建物の耐震補強に関わる工事のうち、次に掲げるものに要する費用。ただし、戸建て住宅及びマンション以外にあっては、延べ面積に <math>1\text{m}^2</math>当たり 3万9,900円、マンションにあっては、5万1,700円（耐震診断の結果、I<sub>s</sub>（構造耐震指標）の値が0.3未満相当の場合は5万6,900円）を乗じた額を限度とする。</p> <p>ア　躯体工事及び基礎工事（土工事を含む。）のうち建物の強さを向上させることを目的とした工事 イ　耐震性能を向上させるものとして市長が適當と認める工事</p> <p>(2) 工事監理費 耐震補強工事に関わる監理等に要する費用</p> <p>(3) 附帯工事費 耐震補強工事に附帯して行う工事のうち、次に掲げるものに要する費用</p> <p>ア　仮設工事、既設部分の撤去工事及び撤去部分の復旧工事 イ　その他市長が適當と認める工事</p>
補助金の額	<p>1 戸建て住宅</p> <p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 耐震補強工事費（附帯工事費を含む）の80パーセントの額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）。ただし、115万円を限度とする。</p> <p>(2) 工事監理費に3分の2を乗じた額（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）。ただし、10万円を限度とする。</p> <p>2 戸建て住宅以外</p> <p>次に掲げる額の合計額</p>

(1) 耐震補強工事費の23%（マンションにあっては、3分の1）に30万円を加算した額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）。ただし、100万円（共同住宅等にあっては、当該住戸の数に100万円を乗じて得た額）を限度とする。

(2) 工事監理費に3分の2を乗じた額（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）。ただし、10万円（共同住宅等にあっては、当該住戸の数に10万円を乗じて得た額）を限度とする。

(3) 次のいずれかの額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）。ただし、100万円（共同住宅等にあっては、当該住戸の数に100万円を乗じて得た額）を限度とする。

ア 前2号の額及び附帯工事費の額の合計額が110万円（共同住宅等にあっては、当該住戸の数に110万円を乗じて得た額）を超える場合 110万円（共同住宅等にあっては、当該住戸の数に110万円を乗じて得た額）から前2号の額の合計額を控除した額

イ 前2号の額及び附帯工事費の額の合計額が110万円（共同住宅等にあっては、当該住戸の数に110万円を乗じて得た額）以下の場合 附帯工事費の額

様式

要 約	名 称	様 式
第 5 条	安城市非木造住宅等耐震改修等事業に係る事前相談書	第 1
第 6 条	安城市非木造住宅等耐震改修等事業全体計画承認申請書	第 2
第 6 条	全体計画表	第 2 の 2
第 6 条	安城市非木造住宅等耐震改修等事業全体計画承認書	第 3
第 8 条	安城市非木造住宅等耐震改修等事業補助金交付申請書	第 4
第 8 条	補助金計算明細書	第 5
第 9 条	安城市非木造住宅等耐震改修等事業補助金交付決定通知書	第 6
第 10 条	安城市非木造住宅等耐震改修等事業着手届	第 7
第 12 条	安城市非木造住宅等耐震改修等事業中間検査申請書	第 8
第 13 条	安城市非木造住宅等耐震改修等事業補助金変更交付申請書	第 9
第 13 条	安城市非木造住宅等耐震改修等事業変更届	第 10
第 13 条	安城市非木造住宅等耐震改修等事業補助金変更交付決定通知書	第 11
第 14 条	安城市非木造住宅等耐震改修等事業取りやめ届	第 12
第 16 条	安城市非木造住宅等耐震改修等事業実績報告書	第 13
第 16 条	耐震診断結果報告概要書	第 14